

結婚新生活支援補助金

令和8年4月1日以降分

結婚新生活のスタートを応援します!!

結婚によって必要な新生活のスタート費用を補助します。



対象となる世帯

海南省では独自に夫婦の所得要件を撤廃しています!!

婚姻時、夫婦共に39歳以下で、令和8年1月1日以降に婚姻届を提出した世帯

ご注意ください

年齢計算に関する法律第2項及び民法第143条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されます。

対象となる費用

住宅取得費用

婚姻を機として住宅を取得した場合の費用(土地代は除く)を補助します。

- ※住民票が取得した住宅にあること、登記簿謄本などで完成引渡が完了していることの確認が必要です。
- ※国の他の住宅に係る補助制度とは併用ができません。



独自に補助上限を拡大しています!!

- 夫婦ともに29歳以下の世帯...90万円
- 夫婦ともに39歳以下の世帯...80万円

住宅賃貸借費用

賃貸住宅の①敷金・②礼金・③仲介手数料・④共益費(最大3カ月分)・⑤家賃(最大3カ月分)を補助します。

- (①~⑤以外の費用(駐車場代など)は対象外です。)
- ※婚姻前から同居している場合など、一部対象外となるものがあります。



引越費用

新生活をスタートするための引越費用を補助します。

- ※引越業者や運送業者に支払った費用に限ります。不用品処分費や、自分たちで行った場合の費用(レンタカー代など)は対象外です。



補助上限額

夫婦ともに29歳以下の世帯 **60万円** (住宅取得の場合は**90万円**)

夫婦ともに39歳以下の世帯 **30万円** (住宅取得の場合は**80万円**)

※いずれも、住宅取得費用、住宅賃貸借費用、引越費用の合計金額(千円未満切り捨て)

※補助金の認定期限は、令和9年3月31日です。

海南省役所 子育て推進課

TEL : 073-483-8430

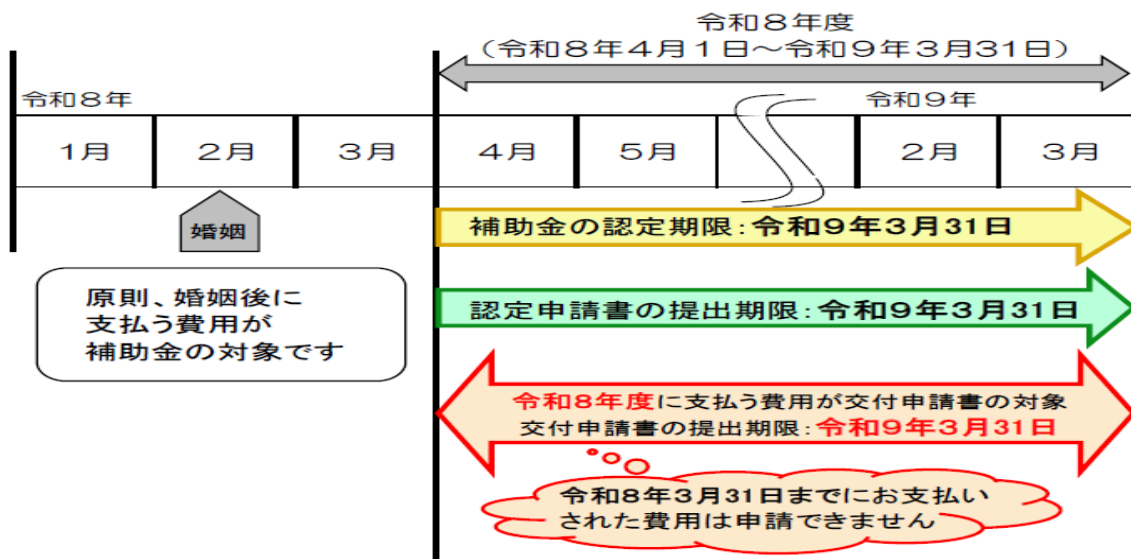
Mail : kosodate@city.kainan.lg.jp

手続きの流れ

- ① 婚姻届を提出したら、子育て推進課へ「**結婚新生活支援事業補助金認定申請書**」を提出し、資格認定を必ず受けて下さい。**(※認定申請書の提出期限は、令和9年3月31日です)**
- ② 各種の費用を支払った後、下記の書類を用意してください。
住宅取得費用 … 登記簿謄本や引渡証明書等、領収書
住宅賃貸借費用 … 賃貸借契約書、領収書、給与明細書等（勤務先から家賃補助がある場合）
引越費用 … 領収書
- ③ 支払いが完了したら、**交付申請書**を提出してください。
(※交付申請書の提出期限は、令和9年3月31日です)

△ご注意ください△

令和8年3月31日までに支払った費用は申請できません。
(令和8年4月1日～翌年3月31日)に支払う費用が対象です。



- ④ 令和8年度から、以下の講座等の受講や相談の実施が必要となり、**講座等の実施確認書**の提出が必要となります。

1. ライフデザイン支援講座
2. プレコンセプションケアに関する講座
(プレコンセプションケアとは、将来の妊娠・出産に備え生活や健康に向きあうことです)
3. 医療機関への妊娠・出産に関する相談
4. 共家事・子育て講座 (男性の家事・育児参画のための講座を含みます)



※認定申請書・交付申請書の提出期限は令和9年3月31日となっておりますが、令和9年度の予算措置があった時は、延長となる場合があります。